



平成 31 年 1 月 11 日

各 位

会 社 名 日産自動車株式会社  
代表者名 取締役社長 西川廣人  
(コード番号 7201 東証第 1 部)  
問合せ先 IR 部 常務執行役員 田川丈二  
(TEL 045-523-5523)

## 本日の起訴について

当社は、本日、「本日の起訴について」を公表いたしました。詳細は、添付資料をご覧ください。

以 上

NISSAN MOTOR CORPORATION



2019年1月11日

## 本日の起訴について

本日、当社元代表取締役会長カルロス・ゴーン及び元代表取締役グレッグ・ケリーの両名は、金融商品取引法違反(2015年～2018年の虚偽有価証券報告書提出罪)により起訴され、また、カルロス・ゴーンは、併せて当社を被害者とする会社法違反(特別背任罪)により起訴されました。このうち、金融商品取引法違反については、2018年12月10日に起訴された事案と一連のものであり、今回の起訴は、2016年3月期から2018年3月期を対象としたものと認識しております。

また、会社法違反については、本日付けで当社から、東京地方検察庁に対し、カルロス・ゴーンを被告とする刑事告訴をいたしました。告訴にかかる犯罪事実は、カルロス・ゴーンが自己の資産管理会社と銀行の間で締結していたクーポンスワップ契約において多額の評価損が生じたことから、この契約の当事者たる地位を当該資産管理会社から当社に移転させた事実と、サウジアラビア王国所在の法人名義の口座に対し、当社の業務との関係で支払の理由が認められない合計1470万米ドルを送金させたという、2つの事実からなるものです。

今回の起訴は、当社の告訴事実と同一内容であるものと認識しております。

金融商品取引法違反につきまして、当社が、前回に引き続き起訴されたことは、極めて遺憾であり、改めてこの事態を重く受け止めております。有価証券報告書に虚偽の内容を記載したことは証券市場における開示情報の信用性を大きく損なうものであり、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この事案の背景に存在するガバナンスの不全を重大な問題としてとらえており、今後企業情報の適切な開示を含め、更なるガバナンスの強化に努めてまいります。

以上

お問い合わせ先：  
日産自動車株式会社 グローバルコミュニケーション本部  
Tel:045-523-5521(企業)/5553(商品)/5520(IR)  
<https://newsroom.nissan-global.com> (プレス情報)  
[www.nissan-global.com/JP/IR/](http://www.nissan-global.com/JP/IR/) (IR情報)